

令和 6 年度修正 尼崎市地域防災計画（案）新旧対照表（主な修正箇所）

修 正 案	現 行
本編 第 3 章 災害の予防対策 第 16 節 大規模事故等の災害を予防する 1 略 2 情報の収集・伝達体制を整備する (1) 情報の収集・伝達体制の整備 ア～エ 略 オ 関係機関との間での安否情報の共有を進めるため、<u>県が定めた「災害時における安否不明者等の氏名等の公表方針」に基づき、安否不明者等の情報収集・確認・集約を行い、公表用の名簿を作成するとともに、県や関係機関への情報提供等を行う。</u> 本編 第 4 章-1 災害の応急対策（自然災害） 第 1 節 情報を収集伝達する 1～5 略 6 被災者支援のための情報の収集、活用 (1) 略 (2) <u>住民等からの安否情報の照会に対する回答</u> 災害対策基本法に基づき、災害発生時に家族等が被災者の安否を知ることができるよう、安否情報の照会があったときは、被災者又は第三者の権利利益を不当に害するおそれがないと認められる範囲内で、照会をした家族等に安否情報を回答できる。<u>この場合において、県、市は安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。</u> なお、被災者の中に配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努めることとする。	本編 第 3 章 災害の予防対策 第 16 節 大規模事故等の災害を予防する 1 略 2 情報の収集・伝達体制を整備する (1) 情報の収集・伝達体制の整備 ア～エ 略 オ 関係機関との間での安否情報の共有を進めるため、積極的に情報交換を行うとともに、その情報の一元的な提供及び安否情報の提供すべき内容や手法等の整理に努める。 本編 第 4 章-1 災害の応急対策（自然災害） 第 1 節 情報を収集伝達する 1～5 略 6 被災者支援のための情報の収集、活用 (1) 略 (2) 安否情報の提供 災害対策基本法に基づき、災害発生時に家族等が被災者の安否を知ることができるよう、安否情報の照会があったときは、<u>個人情報保護条例の規定にかかわらず、被災者又は第三者の権利利益を不当に害するおそれがないと認められる範囲内で、照会をした家族等に安否情報を回答できる。</u> <u>また、県、災害に関連する市町、事故発生等関係機関、事故発生責任者等との間での安否情報の共有を進めるため、積極的に情報交換を行うとともに、その情報の一元的な提供及び安否情報の提供内容や手法等について検討する。</u> なお、被災者の中に配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努めることとする。

令和6年度修正 尼崎市地域防災計画（案）新旧対照表（主な修正箇所）

修 正 案	現 行
(3) <u>安否不明者等の氏名等の公表（救助活動等）</u> <u>県は、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化、円滑化のために、安否不明者等の氏名等を公表する。</u> <u>市は、県が定めた「災害時における安否不明者等の氏名等の公表方針」に基づき、安否不明者等の情報収集・確認・集約を行い、公表用の名簿を作成するとともに、県や関係機関への情報提供等を行う。</u> 第29節 住宅対策活動を行う 1、2 略 3 住宅応急修理を行う (1) <u>住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理</u> <u>ア 実施責任機関</u> <u>A 災害救助法が適用された場合における住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理（以下、緊急の修理という）は、市長が知事の通知を受けて実施する。</u> <u>B 災害救助法が適用されない小災害の場合における緊急の修理は、市長が行う。</u> <u>イ 実施基準（災害救助法による実施基準）</u> <u>A 緊急の修理は、災害のために、住家が半壊（焼）若しくは準半壊して、雨水の侵入等を放置すれば被害が拡大するおそれがある住家に居住する者に対して行う。</u> <u>B 緊急の修理は、住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分について行うものとし、そのために支出する費用の額は、1世帯当たり51,500円以内とする。</u> <u>C 緊急の修理は、合成樹脂シート、ロープ、土のう等を用いて行う。</u> <u>D 緊急の修理は、現物をもって行い、災害の発生の日から10日以内（※）に完了する。</u> <u>※特別基準の設定により期間を延長することができる。</u>	第29節 住宅対策活動を行う 1、2 略 3 住宅応急修理を行う

令和 6 年度修正 尼崎市地域防災計画（案）新旧対照表（主な修正箇所）

修 正 案	現 行
(2) <u>日常生活に必要な最小限度の部分の修理</u> ア 実施責任機関 A 災害救助法が適用された場合における住宅の応急修理は、市長が知事の通知を受けて実施する。 B 災害救助法が適用されない小<u>災害</u>の場合における住宅の応急修理は、市長が行う。 イ 実施基準（災害救助法による実施基準） A 被災した住宅の応急修理は、災害のために住家が半壊（焼）若しくは準半壊して、自らの資力では応急修理することができない者、または災害のために住家が大規模半壊した者に対して行う。 B 被災した住宅の応急修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分について行うものとし、そのために支出する費用の額は 1 世帯当たり、準半壊の世帯 <u>348,000 円</u>以内とし、それ以外の世帯は <u>717,000 円</u>以内とする。 C 被災した住宅の応急修理は、現物をもって行い、災害の発生の日から 3 か月以内 <u>(※)</u> に完了する。ただし、国の災害対策本部が設置された場合は、災害発生の日から 6 か月以内 <u>(※)</u> に完了する。 <u>※特別基準の設定により期間を延長することができる。</u>	(1) 実施責任機関 ア 災害救助法が適用された場合における住宅の応急修理は、市長が知事の通知を受けて実施する。 イ 災害救助法が適用されない小<u>規模</u>の場合における住宅の応急修理は、市長が行う。 (2) 実施基準（災害救助法による実施基準） ア 被災した住宅の応急修理は、災害のために住家が半壊（焼）若しくは準半壊して、自らの資力では応急修理することができない者、または災害のために住家が大規模半壊した者に対して行う。 イ 被災した住宅の応急修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分について行うものとし、そのために支出する費用の額は 1 世帯当たり、準半壊の世帯 <u>343,000 円</u>以内とし、それ以外の世帯は <u>706,000 円</u>以内とする。 ウ 被災した住宅の応急修理は現物をもって行い、災害の発生の日から 3 か月以内に完了する。ただし、国の災害対策本部が設置された場合は、災害発生の日から 6 か月以内に完了する。